

みせ税理士
の

相続相談手帖

第39話

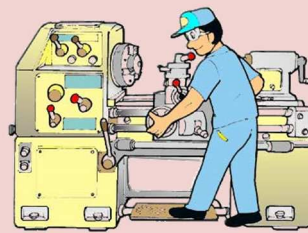
Q 私(仮名:大森健太)は不動産事業と小売店舗を個人で経営しています。昨年の12月に2019年度の税制改正大綱が発表されました。新聞報道等では、個人事業による納税猶予制度が創設されたと聞きました。ぜひ、具体的な中身を教えてください。

A 2018年度の税制改正では、法人事業の株式について、抜本的に納税猶予制度が見直しされました。今年度は、法人同様、個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保と事業承継を促進するために「**個人版事業承継税制**」が新たに創設されました。具体的な概要については、下記をご覧ください。

多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

- 土地・建物(土地は400㎡、建物は800㎡まで)
- 機械・器具備品
(例)工作機械・パワーショベル・診療機器 等
- 車両・運搬具
- 生物(乳牛等、果樹等)
- 無形償却資産(特許権等)等



相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

納税額の全額(100%)が納税猶予

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注1: 制度を活用するためには、経営承継円滑化法に基づく認定が必要です

平成31年度から5年以内に予め承継計画を提出することが必要です

注2: 既存の事業用小規模宅地特例との選択制(有利不利の可能性有り)

今回の個人版事業承継税制は個人診療・クリニックにも適用されるため、今後の動向について、ぜひ注目してください。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL: 0120-985-556 URL: <http://www.nara-souzoku.net/>

セカンド・オピニオン
受付中